

TAC／W セミナー司法書士 令和4年度司法書士筆記試験 直前ポイントチェック

☑ 民法（総則・債権）

民法 94 条 2 項の第三者

民法 94 条 2 項にいう「第三者」とは、虚偽の意思表示の当事者またはその一般承継人以外の者であって、その表示の目的につき新たに法律上の利害関係を有するに至った者をいう。

① 「第三者」にあたる例

①	不動産の仮装譲受人からその目的物を譲り受けた者
②	不動産の仮装譲受人からその目的物について抵当権の設定を受けた者
③	仮装の抵当権者から転抵当権の設定を受けた者
④	虚偽表示の目的物を差し押さえた仮装譲受人の債権者
⑤	仮装の債権に基づいて仮装の質権を設定していた者の債権を質権とともに譲り受けた者
⑥	仮装債権の譲受人

② 「第三者」にあたらぬ例

①	債権の仮装譲受人から取立てのために債権を譲り受けた者
②	土地賃借人が借地上の建物を仮装譲渡した場合の土地賃貸人
③	土地の仮装譲受人からその土地上の建物を賃借した者
④	代理人や法人の代表機関が虚偽表示をした場合の本人や法人
⑤	1 番抵当権が仮装で放棄された場合に、自己が 1 番抵当権者になったと誤信した 2 番抵当権者
⑥	仮装譲受人の単なる債権者

連帯債務

連帯債務者の 1 人に生じた事由の効力	
原 則	例 外
他の連帯債務者に影響を及ぼさない（民 § 441 本文；相対的効力）※ ① 債務の承認による消滅時効の更新 ② 支払期限の猶予 ③ 請求→消滅時効の完成猶予，履行遅滞 ④ 免除 ⑤ 消滅時効の完成	他の連帯債務者に影響する（絶対的効力） ① 更改（民 § 438） ② 相殺（民 § 439 I） ③ 混同（民 § 440）

※ 債権者および他の連帯債務者の 1 人が別段の意思表示をしたときは，当該他の連帯債務者に対する効力は，その意思に従う（民 § 441 ただし書）。

債権者代位権

被保全債権 ※1	① 被代位権利より前に成立したものであることを要しない（最判昭 33.7.15） ② 原則として、履行期にあることを要する（民 § 423Ⅱ 本文）。ただし、保存行為は履行期前でも、代位行使し得る（同Ⅱ ただし書） ③ 特定物に関する債権であっても、被保全債権となり得る
被代位権利	① 被代位権利が存在することを要する ② 被代位権利が債務者の一身に専属する権利、差押えの禁じられた権利ではないことを要する（民 § 423Ⅰ ただし書）
無資力要件	原則として、債務者が無資力であることが要件となる。ただし、転用事例においては、債務者の資力の有無にかかわらず認められる（民 § 423 の 7 参照）
行使の方法	① 債権者は自己の名で債務者の権利を行使する ② 裁判上・裁判外を問わず行使することができる ③ 金銭の支払または動産の引渡しを求める場合、債権者はそれを直接自己に支払または引き渡すよう請求することができる（民 § 423 の 3 前段） ※2 ④ 被代位権利が可分である場合（金銭債権等）、代位債権者は自己の被保全債権の額を限度として、被代位権利を行使することができる（民 § 423 の 2） ⑤ 債権者が被代位権利を代位行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる（民 § 423 の 4） ⑥ 債権者が被代位権利を代位行使した場合でも、債務者の被代位権利についての処分権限は制限されない（民 § 423 の 5 前段）。相手方も債務者に対して履行することができる（同後段） ⑦ 債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない（民 § 423 の 6）
効 果	① 直接債務者に帰属する。代位債権者は債務者の権利を行使するものだからである ② 代位債権者が相手方から直接受領したものが金銭であり、かつ、被保全債権も金銭債権であるときは、代位債権者が債務者の受領金返還請求権と被保全債権とを相殺（民 § 505Ⅰ 本文）することにより、代位債権者は事実上優先弁済を受け得る

※1 被保全債権が強制執行により実現することができないものであるときは、債権者は被代位権利を行使することができない（民 § 423Ⅲ）。

※2 この場合において、相手方が債権者に対してその支払または引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅する（民 § 423 の 3 後段）。

TAC／W セミナー司法書士 令和4年度司法書士筆記試験 直前ポイントチェック

☑会社法

株券の提出に関する公告等

対象となる行為 および株券	① その発行する株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更（会 § 219 I ①, 107 I ①） → 全部の株式（種類株式発行会社にあつては、当該事項についての定めを設ける種類の株式）に係る株券 ② 株式の併合（会 § 219 I ②） → 全部の株式（種類株式発行会社にあつては、併合する種類の株式）に係る株券 ③ 全部取得条項付種類株式の取得（同 I ③, 171 I） → 当該全部取得条項付種類株式に係る株券 ④ 取得条項付株式の取得（会 § 219 I ④） → 当該取得条項付株式に係る株券 ⑤ 株式会社の特別支配株主が当該株式会社の株主（当該株式会社および当該特別支配株主を除く）の全員に対してその有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求する場合（特別支配株主による株式売渡請求、会 § 179 I）におけるその旨の承認をする場合（会 § 219 I ④の2, 179の3 I） → 売渡株式に係る株券 ⑥ 組織変更（会 § 219 I ⑤） → 全部の株式に係る株券 ⑦ 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る）（同 I ⑥） → 全部の株式に係る株券 ⑧ 株式交換（同 I ⑦） → 全部の株式に係る株券 ⑨ 株式移転（同 I ⑧） → 全部の株式に係る株券
公告および通知	株券発行会社が上記①から⑨に掲げる行為をする場合には、株券提出日までに当該株券発行会社に対し当該行為に係る上記①から⑨に掲げる株式に係る株券を提出しなければならない旨を当該日の1か月前までに、公告し、かつ、当該株式の株主およびその登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない（会 § 219 I 本文） ※ 当該株式の全部について株券を発行していない場合を除く（同 I ただし書）
株券の提出日	・株券発行会社が上記①から④および⑥から⑨までに掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日（会 § 219 I） ・株券発行会社が上記⑤に掲げる行為をする場合には、株式の取得日（同 I かつこ書）

株式交付のポイント

①株式交付とは、 株式会社 が 他の株式会社 をその子会社（法務省令（会施規 § 4の2）で定めるものに限る。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう（会 § 2 ②の2）
②株式交付親会社は、株式交付計画を作成し（会 § 774の2後段）、効力発生日の前日までに、 株主総会の特別決議 によって承認を受けなければならない（会 § 816の3 I, 309 II ⑫） ※ 簡易手続 あり
③ 株式交付親会社の株主 は、株式交付親会社に対し、株式交付を やめることを請求 することができる（会 § 816の5本文）※ 簡易手続 の場合はできない
④ 株式交付親会社の反対株主 （会 § 816の6 II）は、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる（同 I 本文）※ 簡易手続 の場合はできない
⑤ 株式交付親会社の債権者 は、一定の場合、株式交付について異議を述べるができる（会 § 816の8 I）
⑥株式交付親会社は、 単独で効力発生日を変更 することができる（会 § 816の9 I）
⑦株式交付親会社には、一定の書面等を 本店に備え置く義務 がある（会 § 816の2 I, 816の10 I II）

監査役会・監査等委員会・監査委員会の比較

	監査役会	監査等委員会	監査委員会
構成員	監査役は3人以上で、そのうち 半数以上 は、社外監査役でなければならない（会 § 335Ⅲ） ・監査役会は、すべての監査役で組織される（会 § 390Ⅰ）	監査等委員である取締役は3人以上で、その 過半数 は、社外取締役でなければならない（会 § 331Ⅵ） ・監査等委員会は、全ての監査等委員で組織される（会 § 399の2Ⅰ） ・監査等委員は、取締役でなければならない（同Ⅱ）	監査委員である取締役は3人以上で、その 過半数 は、社外取締役でなければならない（会 § 400ⅠⅢ） ・委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する（同Ⅱ）
職務	・監査報告の作成（会 § 390Ⅱ①） ・ 常勤の監査役 の選定および解職（同Ⅱ②） ・監査の方針、監査役会設置会社の業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定（同Ⅱ③） ・株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定（会 § 344ⅢⅠ） 等	・取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役および会計参与）の職務の執行の監査および監査報告の作成（会 § 399の2Ⅲ①） ・株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定（同Ⅲ②） ・監査等委員会が選定する監査等委員が株主総会において述べる、監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会の意見の決定（同Ⅲ③、342の2Ⅳ、361Ⅵ） 等	・ 執行役 および取締役（会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役および会計参与）の職務の執行の監査および監査報告の作成（会 § 404Ⅱ①） ・株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定（同Ⅱ②） ・会計監査人の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益、会 § 361Ⅰ）の決定に関する同意（会 § 399ⅣⅠ） ・計算書類等の監査（会 § 436Ⅱ） 等
招集権者	各監査役（会 § 391） ※ 定款または監査役会の決定をもってしても、制限することはできない	各監査等委員（会 § 399の8） ※ 定款または監査等委員会の決定をもってしても、制限することはできない	各監査委員（会 § 410） ※ 定款または監査委員会の決定をもってしても、制限することはできない
決議要件	監査役全員の過半数 をもって行う（会 § 393Ⅰ） ※ 定足数の定めはない	監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の 過半数が出席し、その過半数 をもって行う（会 § 399の10Ⅰ） ※ 決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない（同Ⅱ）	指名委員会等の決議は、議決に加わることができる監査委員の 過半数が出席し、その過半数 をもって行う（会 § 412Ⅰ） ※ 決議について特別の利害関係を有する監査委員は、議決に加わることができない（同Ⅱ）

※上記の表は、定款に会社法の規定と異なる別段の定めがない場合である。

監査役・監査委員・監査等委員の兼任禁止

監査役	監査役は、株式会社もしくはその子会社の取締役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）もしくは執行役を兼ねることができない
監査委員	監査委員は、指名委員会等設置会社もしくはその子会社の執行役もしくは業務執行取締役または当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）もしくは支配人その他の使用人を兼ねることができない
監査等委員	監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社もしくはその子会社の業務執行取締役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）もしくは執行役を兼ねることができない

TAC／W セミナー司法書士 令和4年度司法書士筆記試験 直前ポイントチェック

☑ 不動産登記法

前の住所地への通知

事前通知の対象となる登記の申請が所有権の登記に関するものであり、登記義務者の住所について変更（更正）の登記がされているときは、下記で定められた場合を除き、事前通知のほか、登記義務者の登記記録上の前の住所にあてて、登記の申請があった旨の通知がされる。

前の住所地への通知がされない場合

- ① 登記義務者の住所についての変更（更正）の登記の登記原因が、行政区画もしくはその名称または字もしくはその名称についての変更または錯誤もしくは遺漏である場合
- ② 事前通知の対象となる登記の申請の日が、登記義務者の住所についてされた最後の変更（更正）の登記の申請に係る受付の日から3か月を経過している場合 ※
- ③ 登記義務者が法人である場合
- ④ 本人確認情報の提供があった場合に、当該本人確認情報の内容により申請人が登記義務者本人であることが確実であると認められる場合

※ 登記義務者の住所についての変更（更正）の登記の受付の日が上記②に規定する期間を経過しないものが2つ以上あるときは、いずれの住所に対しても前の住所地への通知がされる。

登記権利者Aまたは登記義務者Bの現在の住所が登記記録上の住所と一致しない場合の、前提としての登記名義人の住所の変更の登記の要否

事 例	A	B
AからBへの売買を登記原因とする所有権の移転の登記の抹消	不可※1	要
AからBへの所有権に関する担保仮登記に基づく本登記がされている不動産についてする、受戻しを登記原因とするBからAへの所有権の移転の登記	不可 ※1	要
A B共有の不動産についてする、共有物分割または持分放棄を登記原因とするBからAへの持分の全部の移転の登記	要	要
BからAへの売買を登記原因とする所有権の移転の仮登記に基づく本登記	要	要
A名義の不動産を目的として設定の登記がされているBの根抵当権の元本の確定の登記	要	要
A名義の不動産を目的として設定の登記がされているBの抵当権の登記の抹消	要	不要 ※2
BからAへの売買を登記原因とする所有権の移転の登記およびBのための買戻しの特約の登記がされている不動産についてする、当該買戻しの特約の登記の抹消	要	不要 ※2
A名義の不動産にBを権利者として登記されている所有権の移転の仮登記の抹消	要	不要 ※2

※1 申請情報を併せて登記名義人であったAの住所の変更を証する情報を提供する。

※2 申請情報と併せて登記名義人Bの住所の変更を証する情報を提供する。

配偶者居住権の設定の登記の登記原因

遺産分割により配偶者居住権を取得するものとされたとき	「年月日遺産分割」と提供する 原因日付は遺産分割の協議もしくは遺産分割の調停の成立した日 または遺産分割の審判が確定した日
配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき	「年月日遺贈」と提供する 原因日付は遺贈の効力が生じた日（遺言者の死亡した日）
死因贈与契約に基づいて配偶者居住権が成立したとき	「年月日死因贈与」と提供する 原因日付は贈与者の死亡した日

抵当権と元本の確定前の根抵当権の登記の比較

	抵当権	根抵当権
債権者を異にする複数の債権を担保するための設定の登記	×	○
債務者を異にする複数の債権を担保するための設定の登記	○	○
共同（根）抵当権の設定の仮登記	○	×
設定の登記の申請情報の内容として民法370条ただし書の別段の定め提供	○	○
設定の登記の申請情報の内容として抵当証券の発行の定め提供	○	×
現実に発生していないが、後に発生すべき債権を担保するためにする設定の登記	○	○
被担保債権についての質入れの登記	○	○
債務者の住所に変更が生じている場合に、前提として債務者の住所の変更の登記をすることなくする、共同（根）抵当権の追加設定の登記	○	×
後順位の担保権者への順位の譲渡（放棄）の登記	○	×
先順位の抵当権者からの順位の譲渡（放棄）の登記	○	○

TAC／W セミナー司法書士 令和4年度司法書士筆記試験 直前ポイントチェック

商業登記法

設立の登記の申請書に添付すべき金銭の払込みに関する添付書面

募集設立による設立の登記	発起設立による設立の登記
払込金の保管に関する証明書 ※ 払込取扱機関が作成したもの ※ 登記が完了するまで払込金が保管されることになる	払込みがあったことを証する書面として、次のいずれかの書面 a 払込取扱機関が作成した払込金受入証明書 b 代表者の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証明する書面に払込取扱機関における口座の預金通帳の写しまたは取引明細表等を合綴したもの ※ 払込みに係る金額の入金があればよく、登記申請前に払い込まれた金銭を出金することも可能である

設立の登記の申請に納付すべき登録免許税

発起設立 募集設立 株式移転による 設立	資本金の額の1000分の7 (これによって計算した税額が15万円に満たないときは、申請件数1件につき15万円)
新設合併による 設立	資本金の額の1000分の1.5(新設合併により消滅した会社の当該新設合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000分の7) (これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)
新設分割による 設立	資本金の額の1000分の7 (これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)

持分会社の社員に関する登記すべき事項

	合名会社	合資会社	合同会社
全ての社員	・氏名または名称および住所	・氏名または名称および住所 ・社員が有限責任社員または無限責任社員のいずれかであるかの別	
有限責任社員		・出資の目的およびその価額 ならびに既に履行した出資の価額	
業務を執行する社員			・氏名または名称
代表する社員	・氏名または名称 (合名会社を代表しない社員がある場合に限る) ・代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名および住所	・氏名または名称 (合資会社を代表しない社員がある場合に限る) ・代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名および住所	・氏名または名称および住所 ・代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名および住所

一般社団法人と一般財団法人の登記事項の相違

	一般社団法人	一般財団法人
理事および監事の氏名	登記事項	
代表理事の氏名および住所	登記事項	
評議員の氏名	—	登記事項
会計監査人の氏名または名称	登記事項	登記事項
理事会設置法人である旨	登記事項	登記事項でない
監事設置法人である旨	登記事項	登記事項でない *
会計監査人設置法人である旨	登記事項	登記事項

* 清算一般財団法人が監事を置くときは、登記事項となる（一般法人 § 310 I ④）